

平成30年度 第3回頸城区地域協議会次第

日 時：平成30年5月31日（木）
午後6時30分から
場 所：頸城コミュニティプラザ
2階203会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 諮 問 事 項

○くびきひよこ園の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

4 協 議 事 項

○平成30年度頸城区地域活動支援事業について・・・・・・・・資料2 資料3

5 報 告 事 項

○新潟県南部産業団地の現状について・・・・・・・・資料4

○旧ごみ焼却処理施設の解体工事と跡地の活用 及び 施設周辺の交通安全
施設の整備について・・・・・・・・資料5

6 そ の 他

7 閉 会



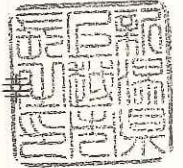
資料No.1

上保第 17286 号
平成30年5月10日

頸城区地域協議会

会長 井部辰男 様

上越市長 村山秀幸
(健康福祉部 保育課)



くびきひよこ園の廃止について (諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第83号

くびきひよこ園の廃止について

※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

頸城区南川地区の人口急増と保育環境の改善の必要性を踏まえ、市では同地区内に3歳未満児専用の「くびきひよこ園」と3歳以上児専用の「南川保育園」の2つの園を設置し、これまで地域の子どもたちの保育を実施してきました。

こうした中、「南川保育園」では施設の老朽化が進み、改修が必要となっている一方で、「くびきひよこ園」に児童を入園させている保護者の中には、「南川保育園」に通う3歳以上児を持つ保護者も多く、園児の送迎や行事参加等における負担が顕在化しています。さらに、結果として、0歳児から5歳児までの一貫した保育ができないため、年上や年下との関係性を構築していく幼少期における良好な保育環境の面での課題もあります。

こうした状況を踏まえる中で、市では今後の同地区における園児数の見通しを基に、「南川保育園」で「くびきひよこ園」の定数を受け入れることが可能であり、あわせて「南川保育園」の施設を改修した上で、同園に「くびきひよこ園」の機能を統合することにより、課題の解消が図られ、よりよい保育環境が整えられるものと考えています。

つきましては、在園児や保護者、地域住民への周知も含め、平成32年4月1日付けで両園を統合し、「南川保育園」で0歳児から5歳児を保育するとともに、「くびきひよこ園」を廃止することについて、頸城区の住民生活への影響の観点から、意見を求めるものであります。



諮 問 内 容

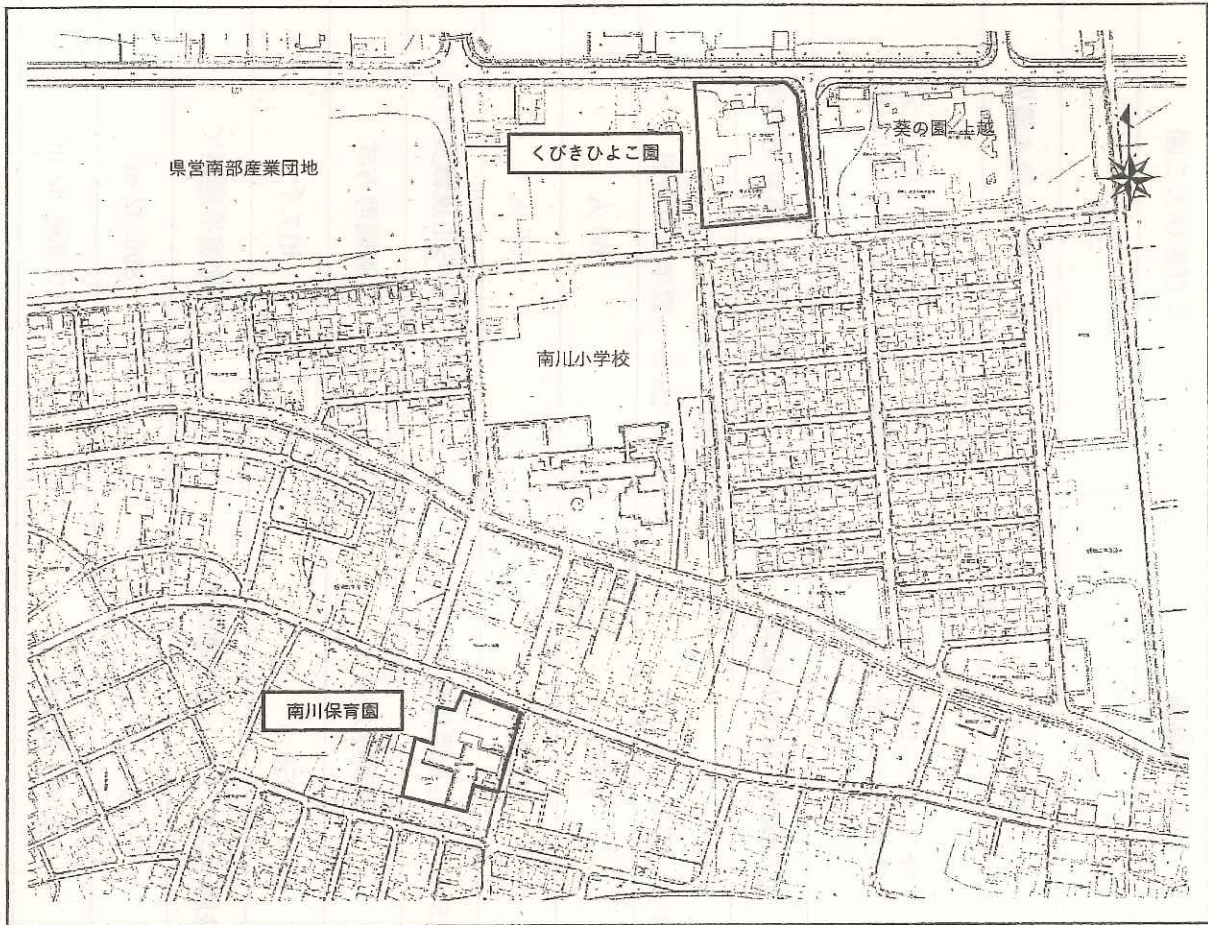
現況	諮問内容										
<p>1 設置 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 35 条第 3 項の規定に基づき保育所を設置する。</p> <p>2 名称及び位置等</p> <table border="1" data-bbox="248 587 1140 715"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くびきひよこ園</td> <td>上越市頸城区上吉 194 番地 1</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	くびきひよこ園	上越市頸城区上吉 194 番地 1	60	<p>1 廃止する保育所等</p> <table border="1" data-bbox="1234 403 1955 507"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>廃止予定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くびきひよこ園</td> <td>平成 32 年 3 月 31 日</td> </tr> </tbody> </table>	名称	廃止予定日	くびきひよこ園	平成 32 年 3 月 31 日
名称	位置	定員									
くびきひよこ園	上越市頸城区上吉 194 番地 1	60									
名称	廃止予定日										
くびきひよこ園	平成 32 年 3 月 31 日										



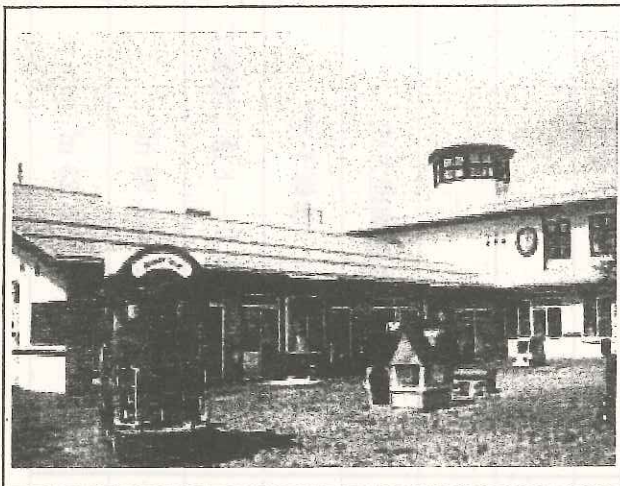
新保育園及び既存保育園の運営・施設概要

園名	南川保育園（機能移転後）	南川保育園	くびきひよこ園
区分	公立	公立	公立
受入年齢	生後3か月～	3歳以上児～	生後3か月～3歳未満児
開園時間	平日：7時30分～19時00分 土曜日：7時30分～17時00分	平日：7時30分～19時00分 土曜日：7時30分～17時00分	平日：7時30分～19時00分 土曜日：7時30分～17時00分
特別保育	延長保育、障害児保育	延長保育、障害児保育	延長保育、障害児保育
休園日	日曜日、祝日 12月29日～翌年1月3日	日曜日、祝日 12月29日～翌年1月3日	日曜日、祝日 12月29日～翌年1月3日
定員	160人（予定）	100人	60人
児童数 (H30年4月現在)	—	72人	50人
職員数	—	15人（うち正規職員6人）	28人（うち正規職員7人）
給食	自園調理方式	自園調理方式	自園調理方式
建築年月	H32.1（改修予定）	S56.3	H17.7
構造	鉄筋コンクリート造2階建て	鉄筋コンクリート造2階建て	鉄骨造平屋建て
延床面積	1,812.98 m ²	1,812.98 m ²	806.42 m ²
敷地面積	5,971.23 m ²	5,971.23 m ²	10,096.83 m ²

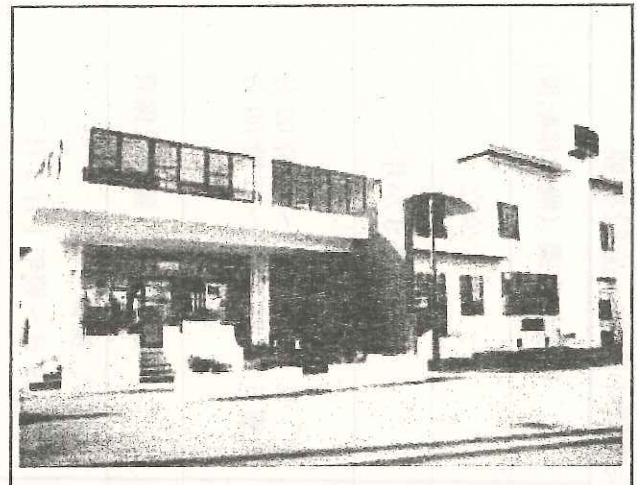
くびきひよこ園、南川保育園位置図



くびきひよこ園



南川保育園



くびきひよこ園 平面図

施設概要

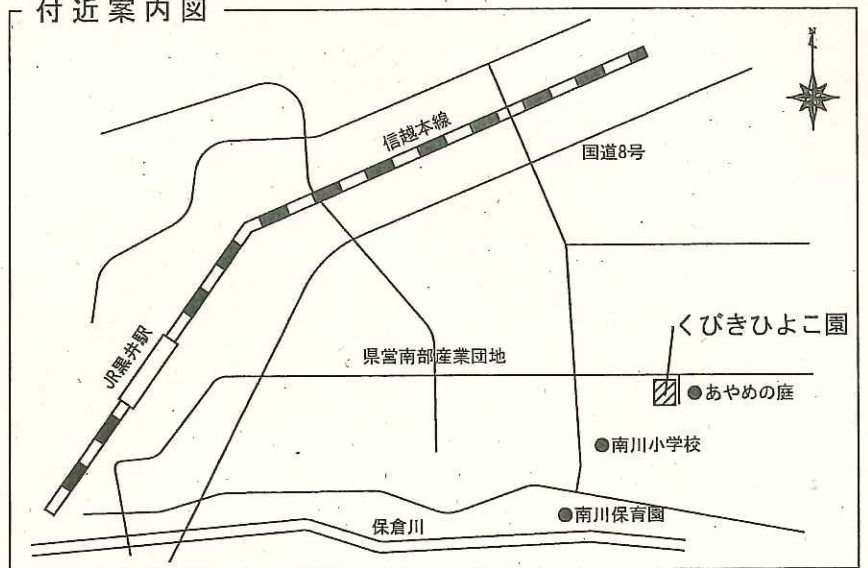
建築年月：平成17年7月

建物構造：鉄骨造平屋建て

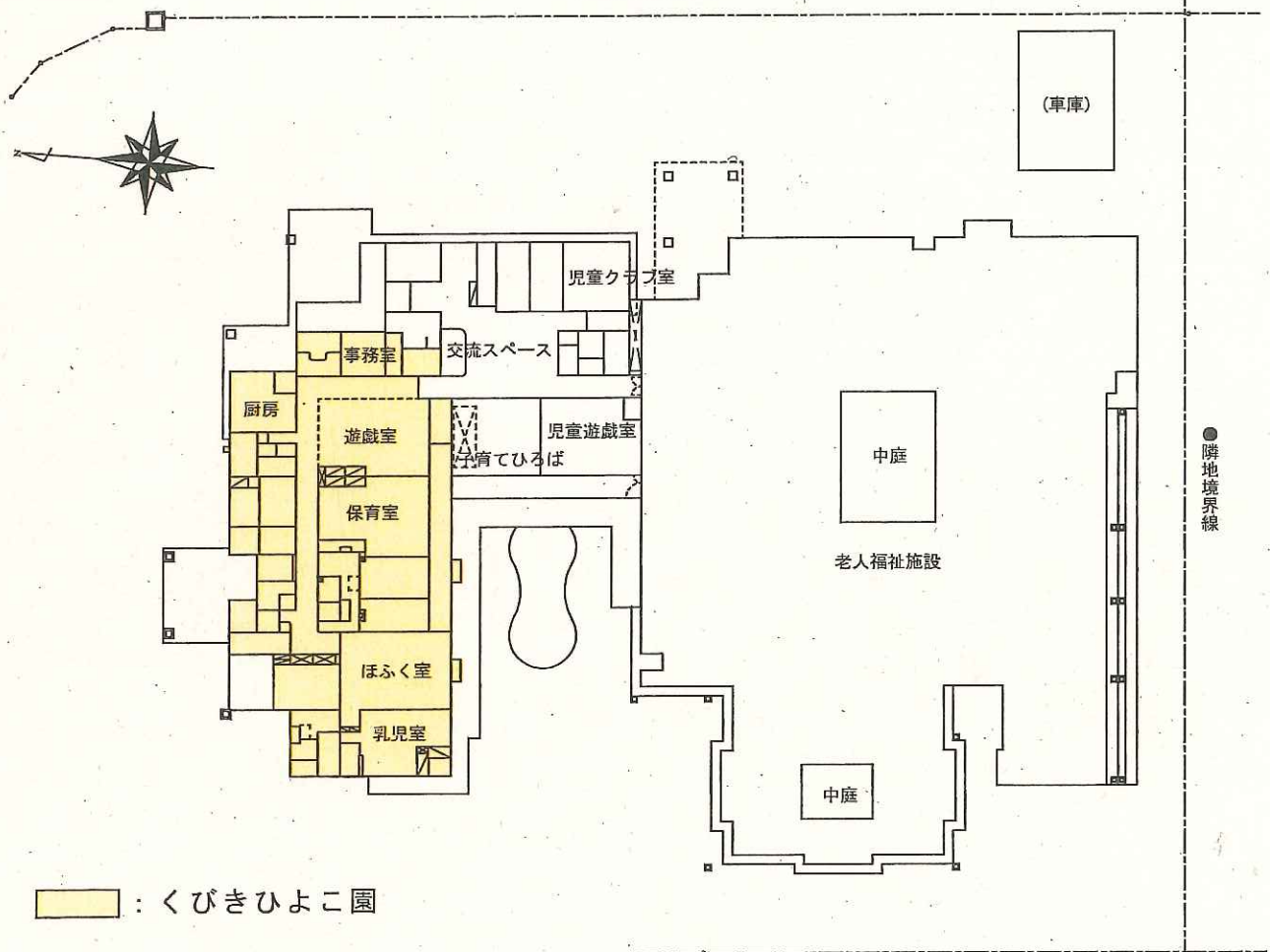
敷地面積：10,096.83㎡

延床面積：806.42㎡

付近案内図



前面道路(市道)



配置・平面図

S=NO SCALE

平成30年度 頸城区地域活動支援事業の採択方針

○地域活動支援事業制度の目的（抜粋）

- (1) 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであるとともに、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みであり、このような制度の実効性を高めていくための一つの手法が地域活動支援事業である。
- (2) 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、そうした正に市民主体のまちづくりが進められる契機としていくことが、本事業の目的である。

○ 頸城区が採択する事業

頸城区における豊かな地域資源を活かし、地域住民が自らの取り組みにより、住み続けたいまちづくりを進める事業で、頸城区の地域活動支援事業を活用し、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業とします。

○ 提案（応募）することができる事業の例…あくまでも1例です。

- (1) 地域特性を活かしたまちづくり
歴史遺産を活かしたまちづくり事業、特産品等を活かした活性化事業、まちづくり計画の策定事業、まちづくり情報の発信事業、観光ボランティア育成事業、観光ガイドブック作成・配布事業、耕作放棄地復元モデル事業、空き店舗活用事業など
- (2) 安全安心なまちづくり
自主防災訓練等の事業、防犯マップの作成・配布事業、安全・安心講演会事業など
- (3) 景観形成・生活環境の向上
自然公園・里山の環境整備・保全事業、河川・湖沼の周辺美化・水質保全事業など
- (4) 健康・福祉の充実
健康講座・健康ウォーク等の事業、高齢者世帯の見守り活動事業、子育て支援事業など
- (5) 教育・文化・スポーツ活動の振興
青少年育成事業、文化（生涯学習）振興事業、スポーツ（生涯スポーツ）振興事業、郷土史学習事業、伝統文化・技能の保存・伝承事業など
- (6) その他
上記のほか地域活動支援事業の目的に合致する事業

※ 事業提案書は提案団体が複数の提案事業を行う場合には、事業毎の提案書が必要となります。

○ 提案（応募）の対象とならない事業

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 国・県・市の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- (4) 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- (5) 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

審 査 方 針

1. 基本審査

提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認する。

2. 地域自治区の採択方針

提案事業が「頸城区地域活動支援事業の採択方針と合致しているか」を確認する。

3. 共通審査

審査項目	配点の基準	傾斜配点	点数合計
① 公益性 ・提案事業の成果が広く地域に還元されているものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものでないか		点数×5点	一人当たり 満点：85点
② 必要性 ・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取り組みであるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか	5点…大変よい 4点…ややよい	点数×4点	
③ 実現性 ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか	3点…普通 2点…やや悪い 1点…悪い	点数×3点	
④ 参加性 ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。		点数×3点	
⑤ 発展性 ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。		点数×2点	

・採点票はプレゼンテーション後に提出期日を設定し、事務局に郵送で返送する。事務局は採点票をまとめ、一覧表を作成する。

・点数は、プレゼンテーション等の辞退者の点数を入れずに、単純平均とする。

(小数点第1位まで)

3. 採択順位

基本審査	共通審査	付 記
頸城区地域活動支援事業の採択方針に合致する事業と確認された事業	傾斜配点後の点数の高い順	傾斜配点前の点数合計が10点以下は不採択
頸城区地域活動支援事業の採択方針に合致しない事業と確認された事業	不 採 択	

・傾斜配点後の点数が同点の場合は、傾斜配点の高い項目（公益性5点・必要性4点・実現性3点・参加性3点・発展性2点）を判定した人数の多い提案を上位とする。

4. 補助金交付額

原則補助率は100%とし、補助金の限度額は、上限なし、下限は5万円とする。

(補助希望額の総額が予算額に満たない場合であっても、審査により減額する場合がある。)

5. プレゼンテーションの実施

- ・公開で実施する。
- ・提案団体による説明は、7分以内とする。質問時間は7分以内とし、提案説明に対する意見などは慎み、質問のみとする。
- ・提案説明の順番は、提案書の受付順とする。
- ・提案事業に関して委員が関係あるかないかは、本人の手上げ方式とする。(委員自身の判断で審査前に辞退する。)
- ・プレゼンテーション前に委員に提案書を送付し、事前に委員から質問を受け付ける。その後、質問を取りまとめ提案者に送付するので、提案者はその回答を含めてプレゼンテーションを行うものとする。

6. 全員協議会等の実施

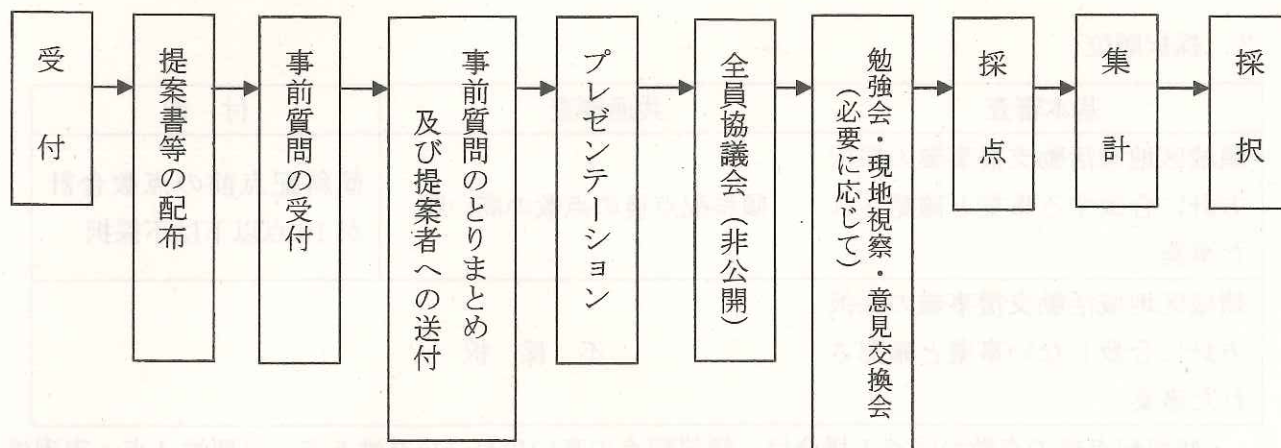
- ・非公開で実施する。
- ・提案事業の基本審査、共通審査の内容について、プレゼンテーション後に協議する。
- ・募集が多数になる場合など、必要に応じて提案団体との意見交換会を開催する。

7. 現地調査等の実施

- ・提案事業を審査する上で、勉強会や現地調査の必要な場合に実施する。

8. 地域活動支援事業の採択を受けた団体は、地域協議会において実践発表会に臨んでいただく。

<頸城区地域活動支援事業手順>



募集・審査スケジュール

○募集スケジュール

- 2月下旬 頸城区採択方針決定（第12回地域協議会）
（3月中旬発行地域協議会だより、町内会回覧、防災無線による周知）
- 4月 2日（月）～提案書受付開始
- 4月16日（月） 提案書受付終了
- ※平成29年度募集期間 4月3日～4月17日

○審査スケジュール（ ）は平成29年度実績

- 4月中旬 提案書等の配布（4月19日）
- 4月下旬 事前質問の受付（4月26日締切）
- 4月下旬 事前質問とりまとめ及び提案者への送付（4月28日）
- 5月上旬 プレゼンテーションの実施（5月10日）
- 5月上旬 全員協議会の開催（5月10日）
- 5月中旬～5月下旬 採点（5月11日～5月22日）
- 5月下旬～6月上旬 採択（5月29日）

○残額の取り扱い

採択結果により地域協議会で協議を行い、再募集をするかどうか決定する。